

当文教厚生委員会に付託された案件については、9月2日、午後1時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第54号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

生活保護費国庫負担金返還金について、物価高騰などにより、生活への負担が大きい社会情勢の中で、多額の返還金が生じたのはなぜか。とに対し、

生活保護の受給世帯については、景気回復の遅れなどで緩やかに増加することを見込み予算編成を行いました。実際には、ケースワーカーの適切な支援により被保護世帯の自立が促進し、当初見込んだほど受給世帯が増加しなかったため、返還金が生じたものです。とのこと。

生活保護自立支援事業委託の内容はどのようなか。とに対し、

生活保護受給世帯の中で、金銭管理が十分できない方に対する支援を社会福祉協議会に委託するものです。これまでは、ケースワーカーが金銭管理を原因とする生活上の問題に対し改善に向けた支援を行ってききましたが、今年度、生活保護の申請者が増加傾向にあり、様々な業務量が増加する中で、金銭管理に問題がある世帯を含め、生活保護受給世帯への支援が、十分に行き届かなくなる恐れがあるため、国の補助金を活用し業務を委託するものです。とのこと。

当該支援の実施により、最終的には自立して金銭管理ができるようになるのか。とに対し、

金銭管理による速やかな自立は難しいのが現状ですが、当該支援は、成年後見制度などにつなぐまでの期間にも利用しますので、そういった点からも必要な支援だと考えています。とのこと。

保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金、247万7千円の内訳はどのようなか。とに対し、

返還金のうち、200万円は、新型コロナウイルス感染症にかかる保育所等の事業継続支援分であり、補助金確保のため、当初申請時に満額での申請を行いました。5類感染症に移行したことなどにより、補助金の要件に該当する実績がなかったため、全額返還をするものです。

残る47万7千円は、ICT化推進事業分であり、補助見込額と、システムや機器類の購入に係る実績額との差額を返還するものです。とのこと。

子育て支援センター事業費中、備品購入費について、寄附を財源にマットと椅子を購入するとのことだが、どのように活用するのか。とに対し、

プレイランドの入口前にある休憩スペースを有効活用していただけるよう、設備を充実させます。とのこと。

当該休憩スペースの整備は、現時点でスペースの利用が少ないことから行うのか。とに対し、

現時点でも一定の利用はありますが、さらに多くの方にご利用いただけるよう整備するものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第56号及び議案第57号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに挙手により採決した結果、2議案とも委員全員をもって原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第63号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

今回の改正は、国民健康保険法の改正に伴うものとのことだが、国民健康保険法の改正は、マイナンバーカードと保険証が一体化されることを前提としたものか。とに対し、

紙媒体で発行している保険証が廃止されるため、保険証の返還自体が発生しなくなることによる改正であり、マイナンバーカードと保険証の一体化を前提とした改正だと認識しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第65号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるとのことだが、「資格確認書等」には、短期保険証は含まれるのか。とに対し、

含まれません。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。